

2月

サンセイランディック関西便り



サンセイニュース

2023年を迎え、1ヶ月が経過してしまいました。年を重ねるたびに1年が早く感じる現象は何なのでしょう？気が付けばマスク生活が3年を迎えようとしていることにも驚きです。

2月といえば節分の季節ですね。節分の日に家の入口にヒイラギの葉っぱやイワシの頭を飾っているのを見たことはありませんか？これは「柊鰯（ヒイラギイワシ）」と呼ばれておりヒイラギのとげとげした葉っぱが鬼の目に刺さり、イワシは鬼の苦手な臭いをしている為、魔よけの一種と呼ばれています。最近はその風習を見かける事が少なくなりましたが、日本にはいろんな風習があり飽きることなく充実した年が過ごせますよね。

さて、今回は12月号で所有者不明土地の民法改正についてのお話がありましたが、それと違った角度で今年施行される「土地を手放すための制度」についてのお話です。令和5年4月27日施行の所有者不明土地の発生を予防するため、土地を相続した方が不要な土地を手放して国に引き取ってもらえる「相続土地国庫帰属制度」が新たに設けられました。土地を相続したものの使い道がなく、手放したいけれど引き取り手もなく処分に困っているといった悩みを解消できるかもしれない制度です。基本的に、相続や遺贈により土地の所有権を取得した相続人であれば誰でも申請できるそうです。引き取り手が国であるため、安心できるというメリットはありますね。

しかし、デメリットとして申請時の審査手数料や国に返還する際の負担金（10年分の土地管理費相当額）の納付が必要であり、またそもそも国の審査を通るような土地でなければならないようです。国の審査基準では建物がある土地、担保権（例えば抵当権）、賃借権がある土地、通路や水路等、また、境界不明地等の権利関係があいまいな土地が対象外として挙げられています。上記例をみるとこういった制度や法改正が進み、国が本格的に所有者不明土地や相続した土地等に対して新たな法整備を進めていることは理解できます。しかし審査基準例をみると、審査がかなり厳しいなとも感じられますよね。弊社では権利調整のスペシャリストとして、借地権負担付土地（底地）や借家権負担付建物（居付き）といった地主様・家主様の相続前後にお役に立てるよう、全国各地を積極的に、現況のまま買取りいたします。そういった情報がございましたら是非弊社へご相談お待ちしております。



社員のつぶやき

私個人の話ですが、野球を観るのもするのも好きでして、今年は世界一を決める大会WBCが3月から開幕します。サッカーのワールドカップで日本中が盛り上がったように、野球も盛り上がる大会になればいいなと期待しています。観戦していく中でスポーツ選手の素晴らしいプレーの数々に魅了させられますが、競技場での観戦もテレビで見る雰囲気とは違って応援団の迫力もあり凄く魅力的ですよね。僕はコロナ前に月2回ほど草野球チームでプレーしていましたが、今ではなかなか活動することが難しくなりユニフォームも用具も部屋に

眠ったままです。今は定期的にゴルフをすること以外、ほとんど体を動かす事がなくなってしまいました。コロナが落ち着いたらもっと色々な事にチャレンジしていきたいですね。

その為にも体調管理をしっかり行い健康第一で過ごしたいと思います。

これからもチャレンジ精神を持ち続け、新たな目標に向けて邁進してまいります。



営業：水山（関西支店）

底地・居付きの情報をお寄せください!!



株式会社サンセイランディック



関西支店

〒541-0046 大阪市中央区平野町3-6-1

あいおいニッセイ同和損保御堂筋ビル3階

TEL：06-4706-0040（代表） FAX：06-4706-0045

京都支店

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地

烏丸中央ビル5階

TEL：075-241-0188（代表） FAX：075-241-0199